

**第4次胎内市障がい者計画
第7期胎内市障がい福祉計画
第3期胎内市障がい児福祉計画**

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

（骨子案）

令和5年11月

胎内市

第 1 章 計画の概要

- 1 計画策定の目的
- 2 障がい者の概念
- 3 計画の位置付け
 - (1) 計画の法的位置付け
 - (2) 計画の性格
- 4 計画期間
- 5 SDGs との関係

第 2 章 計画策定の背景

- 1 国の動向
- 2 障がい者を取り巻く環境の変化
- 3 新型コロナウイルス感染症による影響

第 3 章 障がい者の現状と課題

- 1 現状と課題の整理
 - (1) 胎内市における障がい者数の推移
 - (2) 前期計画の検証
 - (3) 調査の結果
- 2 課題への対応

第4章 計画の基本理念

1 基本理念

(例えば)「みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち」

2 基本目標 (例えば)

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1 共に支え合い、認め合えるまち

基本目標2 安心して暮らせるまち

基本目標3 いきいきと心豊かに暮らせるまち

3 計画の体系



以下、理念等検討のための参考データ

第2次胎内市総合計画後期基本計画

基本理念：

自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”

健康・福祉の基本政策：

健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり

障がい福祉の5年後のまちの姿：

☆障がいのある人もない人もお互いに支え合いながら地域で共に暮らせるまちになっています。

☆障がいのある人も自分らしい生活を送ることができるよう必要な支援・体制が整えられています。

第3次胎内市障がい者計画

総合計画の基本構想では、「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」を基本として、健康・福祉分野における政策の柱を「健やかで生きがいを持って暮らせるまちづくり」としています。第3次計画では、このまちづくりの方針を継承し基本理念とします。

⇒基本理念：**健やかで生きがいを持って暮らせるまち**

福祉系現行上位計画

胎内市地域福祉計画「地域ちゃぶ台プラン」

～地域のすべての住民が顔のみえるつながりを持ち続けていこう～

基本理念：「**楽しくふれあい、認めあい、助けあうまち たいない**」

基本方針：「笑顔であいさつ つながる安心

地域が支える居心地のいいまちづくりを目指して」

推進目標：①楽しくふれあい 安心、快適に暮らせるしくみづくり

②地域ぐるみで支える子育てのしくみづくり

③健やかな笑顔で元気に暮らせるしくみづくり

④認め合い、助け合い、生きがいをもてるしくみづくり

第5章 具体的施策の方向

基本方針1 障がいへの理解と権利擁護の推進

基本施策1 障がいへの理解に対する啓発の推進

これまでの主な取組

現状と課題

具体的施策の方向（素案で掲載予定）

1-1-1 障がいのある人とない人の交流機会の拡大

1-1-2 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進

1-1-3 福祉の心を育てる教育の推進

（以下、基本施策と具体的施策の方向のみ掲載）

基本施策2 権利擁護施策の充実

1-2-1 権利擁護の推進と障がい者差別の解消

1-2-2 権利行使の推進

基本施策3 意思疎通支援事業の充実

1-3-1 意思疎通支援をする人材の確保と養成

1-3-2 障がい特性に応じた情報提供の支援

1-3-3 情報機器の利用促進

1-3-4 行政手続きにおけるオンライン申請の拡大（ICT の活用）

基本方針2 地域での自立生活の支援

基本施策1 障害福祉サービスの充実・質の向上

2-1-1 障害福祉サービスの充実

2-1-2 地域生活移行支援の充実

2-1-3 日中活動の場の拡大

2-1-4 補装具、日常生活用具給付の充実

2-1-5 安定かつ適切なサービスの提供

基本施策2 生活基盤の安定

2-2-1 各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知

2-2-2 重度障がい者などへの医療費の助成

2-2-3 公営住宅への入居支援

基本施策3 就労支援の充実

2-3-1 就労促進に向けた相談支援体制の充実

2-3-2 一般就労の促進

2-3-3 福祉的就労の促進

基本方針3 安心して暮らせる地域づくり

基本施策1 人にやさしいまちづくりの推進

3-1-1 ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりの推進

- 3-1-2 公共施設などの整備
- 3-1-3 住宅の整備
- 3-1-4 交通バリアフリー化の推進
- 3-1-5 移動手段の充実

基本施策2 防犯・防災対策の充実

- 3-2-1 防犯対策の充実
- 3-2-2 防災対策の充実

基本方針4 総合的な支援体制の充実

基本施策1 相談支援体制の充実

- 4-1-1 包括的相談支援体制の整備
- 4-1-2 相談を行う人材の育成と確保

基本施策2 療育・保育・教育の充実

- 4-2-1 療育支援体制の整備
- 4-2-2 障がいの早期発見・早期療育体制の充実
- 4-2-3 療育支援の充実
- 4-2-4 就学前保育の充実
- 4-2-5 特別支援教育体制の充実

基本方針5 社会参加の促進

基本施策1 保健・医療サービスの充実

- 5-1-1 健康づくりの推進
- 5-1-2 精神保健福祉の充実

基本施策2 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

- 5-2-1 スポーツ・レクリエーション活動の支援による社会参加の促進
- 5-2-2 指導員の養成とボランティアの参加促進
- 5-2-3 文化芸術活動の振興

第6章 障害福祉サービス等の成果目標及び見込量

- 1 数値目標
- 2 障害福祉サービス等の見込量
- 3 地域生活支援事業の見込

第7章 計画のめざすところ

- 1 それぞれの役割
- 2 計画の進行管理と評価

資料編

(以上)